

要求を満たさない項目について	
項目番号	対応が不要な合理的な理由
2. 情報セキュリティ対策 2. 1. 安全管理措置 ②物理的セキュリティ A) 1, 2, 3, 4	健診等情報を紙等で管理することはありません。全てクラウド上で管理します。
2. 情報セキュリティ対策 2. 1. 安全管理措置 ②物理的セキュリティ B) 1, 2, 3, 4, 5	重要なコンピュータは全てクラウドで管理しています
2. 情報セキュリティ対策 2. 1. 安全管理措置 ②物理的セキュリティ C) 1, 2	健診等情報を紙等で管理することはありません。全てクラウド上で管理します。
3. 2. 同意取得 (1)法規制に基づく遵守すべき事項 ③ 外国における第三者への提供 I, 2	外国の事業者又は研究機関(以下総称して「事業者等」)に対して第三者提供する場合は、①個人情報保護規則第十五条(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国)に定める外国にある事業者等、及び、②個人情報保護法28条1項に定める「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している」事業者等にのみ提供します。これら①②の事業者等は個人情報保護法28条1項の「外国にある第三者」に該当しません。

※合理的な理由があつて要求を満たさない事項が発生する場合は「(対象外)」を選択し、上記「要求を満たさない事項について」欄に対応が不要な合理的な理由を記載すること

※必要に応じて上記をコピーして追加・記入すること